

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都食品安全審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都食品安全条例第26条
設置年月日	2004-04-01
機関の目的・所掌内容	都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査・審議を行うとともに、必要に応じて意見具申を行う。
委員数	22 名 (うち、女性委員数 9 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/jourei/shingikai.html
問い合わせ先	保健医療局 健康安全部 食品監視課 電話番号：03-5320-4401